

平成30年3月28日  
都市局都市政策課

## テレワークは普及、認知ともに上昇、勤務先の制度に課題 ～平成29年度テレワーク人口実態調査結果の概要～

国土交通省では、今後のテレワークの普及促進策に役立てることを目的とし、テレワーク人口実態調査を毎年実施しています。

本年度の調査では、昨年度に比べ、普及度（7.7%→9.0%）、認知度（53.3%→62.6%）とも上昇しましたが、限定的な範囲にとどまっています。また、普及には、性別差、企業規模間の差、業種の偏りなどの課題もあります。

### 1. テレワークの普及度合いと実態調査

#### 【調査対象者】

就業者を対象に、H29年10月にWEB調査を実施（有効サンプル40,000人）

#### 【主な調査結果】

#### （1）男女別テレワーカーの割合（別紙P9）

雇用型では、どの年齢層においても女性が男性と比べ低い。

#### （2）雇用型テレワーカーの割合（KPI）（別紙P10, 17）

「テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合※」は9.0%。[H28：7.7%より1.3ポイント↑]。非テレワーカーのテレワーク実施意向の約4割[39.8%]との開きがみられる。

※この数値は政府の「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」のKPI（目標H32年：15.4%（H28：7.7%を倍増））です。

#### （3）業種別テレワーカーの割合（別紙P12）

情報通信業[33.8%]が高く、行政やサービス業などは1割前後と低い。

#### （4）勤務先のテレワーク制度（別紙P14）

雇用型のうち勤務先にテレワーク制度等があるのは16.3%。[H28：14.2%より2.1ポイント↑]

#### （5）企業規模別のテレワーク制度等導入割合（別紙P15）

従業員数1,000人以上では25.1%、従業員数100人未満では11.0%と企業規模が大きいほどテレワーク制度等の導入割合が高まる傾向

#### （6）テレワークの認知状況（別紙P18）

「テレワーク」という働き方の認知度は62.6%。[H28：53.3%より9.3ポイント↑]

### 2. 勤務先のテレワーク制度の内容、運用方法、課題（今回新規調査）

#### 【調査対象者】

1. の回答者のうち勤務先にテレワーク制度がある雇用型を対象に、H29年11月にWEB調査を実施（有効サンプル4,612人）

#### 【主な調査結果】

#### （1）テレワークが認められている場所（別紙P21）

自宅[62.3%]、自社の他事業所[55.8%]に対し、共同利用型オフィス等は14.5%と少ない。

#### （2）テレワークが認められる条件（部門・職種）（別紙P22）

勤務先の全部門・職種でテレワークが認められているのは約3割[29.7%]。

#### （3）自宅でのテレワークが認められる条件、実施頻度（別紙P24, 26）

自宅でのテレワーク実施について、約7割[67.5%]が「特に条件等（育児・介護等）の制限はない」と回答し、実施頻度について、約6割[57.7%]が「特に制限はない」と回答。

#### （4）テレワークに関する制度等について改善すべき点（別紙P32）

テレワーク制度等の対象者の拡大[30.2%] テレワーク実施可能頻度の拡大[22.1%]、テレワークする際の手続きの簡略化[19.7%]があげられた。

※1 テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方で、在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務の形態があります。

※2 本調査では、「これまでICT等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をしたことがあると回答した人」をテレワーカーと定義し雇用型と自営型に分けています。

※3 「テレワーク制度等」とはテレワークを認めている社内規程等を指します。

#### <問い合わせ先>

国土交通省都市局都市政策課 都市環境政策室 巢山、神森

電話 03-5253-8111（内線32243, 32246）03-5253-8398（直通）FAX 03-5253-1586